

亀山市告示第153号

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月5日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成22年亀山市告示第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患 ^り しており、軽微な外力により水泡又はびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの
---------	--	----------------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。